

# 地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令案

## (概要)

### 1 改正の趣旨

- 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。）が施行された昭和37年まで恩給制度等が適用されていた地方公務員等については、同年以後は地方公務員共済年金制度に加入することとされ、恩給期間等を引き継いだ形で共済年金の額の算定を行うこととされた。

このため、共済年金制度が恩給期間等を引き継いだことに伴って生ずる共済年金の給付に要する費用（以下「追加費用」という。）については、地方公務員の恩給を地方公共団体が負担していたこと等との均衡から、事業主としての地方公共団体等が負担することとされている。

平成24年8月に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）が成立し、この恩給期間等（以下「追加費用対象期間」という。）に係る共済年金の額について、一定の配慮措置を設けつつ、本人の負担割合に見合った水準まで減額することとされたことから、追加費用対象期間を有する者の年金額の算定に関し必要な事項等を定めるもの。

### 2 改正の概要

#### (1) 地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）の一部改正

追加費用対象期間を有する者で、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）の施行後に退職した地方公務員等に係る年金額の算定について、以下の事項を定めることとする。

- ・追加費用対象期間として定める期間
- ・控除調整下限額に係る再評価率の改定の基準となる率
- ・退職共済年金の受給権者が国民年金法による老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受ける場合の基礎年金の額のうち組合員期間に相当する部分として定める額
- ・退職共済年金等の受給権者がその他の共済年金の支給を受ける場合の年金額の算定の特例
- ・上記のほか、追加費用対象期間を有する者の年金額の算定に関し必要な事項等

#### (2) 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第58号）の一部改正

追加費用対象期間を有する者で、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）の施行前に退職した地方公務員等に係る年金額の算定について、以下の事項を定めることとする。

- ・退職共済年金の受給権者が国民年金法による老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受ける場合の基礎年金の額のうち組合員期間に相当する部分として定める額

- ・退職年金等の額のうち追加費用対象期間に相当する部分として定める額
- ・退職年金等の受給権者がその他の共済年金の支給を受ける場合の年金額の算定の特例
- ・上記のほか、追加費用対象期間を有する者の年金額の算定に関し必要な事項等

### 3 根拠法令

- ・ 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第13条の2第1項、第13条の2第5項・第6項、第22条の2第5項、第27条の2第6項、第99条
- ・ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）附則第21条第2項・第6項、附則第22条、附則第27条、附則第31条第2項、附則第98条の2第4項・第6項・第7項、附則第98条の3第2項・第3項、附則第98条の4第2項・第3項、附則第125条

### 4 施行日

施行期日：平成25年8月1日